

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第11回

開催年月日 令和6年10月1日

開催場所 高知会館(平安)

出席委員数

議題 1 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について

公益代表 3名 2 その他

労働者代表 5名

使用者代表 4名

次回本審開催予定日 令和7年3月中旬

[開会] 午前9時57分

会長 ただ今から、第54期第11回高知地方最低賃金審議会を開催します。まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は公益委員の中橋委員と上村委員、また、労働者代表委員の白木委員につきまして欠席のご連絡をいただいております。公益委員3名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の合計12名の委員に出席していただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることを報告します。

会長 高知県電子部品等製造業最低賃金につきましては、8月1日の第9回審議会において、局長から、改正決定の必要性について諮問を受け、その取扱いについて特別小委員会を設置し、審議していただいております。

その結論についての報告書が配付資料の2枚目でございます。

それでは、特別小委員会の審議内容について、座長と座長代理が欠席しておりますので、公益委員の浜田委員から報告をお願いします。

浜田委員 9月10日に開催いたしました電子の特別小委員会におきまして、改正決定の必要性について審議を行いました。労使双方の主張に大きく隔たりがあり、必要性ありとの合意を得るには至りませんでした。

特別小委員会報告書を、事務局から朗読してください。

## 事務局「報告書」朗読

浜田委員        それでは、特別小委員会における審議の内容について報告させていただきます。

特別小委員会では、使用者側推薦により、株式会社土佐電子代表取締役 辻 韶得（つじ あきのり）様にご出席いただき、意見聴取を行いました。

参考人からは、現在の経営状況や本年の地域別最低賃金の引き上げによる影響、今後の見通し、労働力確保の難しさなどについてご意見をお伺いいたしました。

次に労使の改正決定の必要性について、労働者側委員から出ましたことを申し上げます。

まず1点目に、同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向けて、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と法定電機最賃との格差改善が必要と考えています。

2点目として、すべての労働者を対象としている地域別最低賃金と異なり、特定最低賃金は年齢を限定し、かつ簡易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金であるということを考え、これまで労使で産業の発展や人材確保の面からも論議してきたことを継続し、他県への人材の流出に歯止めをかけ、高知県での電機産業の魅力を高めるために特定最低賃金の引き上げは必要と考えております。

3点目に、中国・四国地方でみると、電子部品を含む電気機械器具関連製造業の特定最賃は、他の製造業と比較しても比較的低い状況である。令和5年度の全国平均額では電気機械器具960円、一般機械981円、輸送機械1,002円となっており、金属産業内製造業の格差改善にも取り組みたいと考えているとの主張がなされました。

一方使用者側からは、この最賃が設定された当時とは、環境は大きく変わっており、適用労働者数も1,000人を大きく下回る439人ということで、復活の様子も見られず、廃止の調査審議を行うべき状況になっていると考えるとの主張がされました。そもそも諮問の条件となる競争関係が3社にあるのか精査が必要ではないかということも出ております。

現状、地域最賃が大幅に引き上げられる中で、他の製造業と比べてさらに高く設定する必要はないと考えていますということです。最賃法の定めにより、地域最賃より高くなければならないという条件がある以上、改正の必要性はなしと判断せざるを得ない。本特定最賃は長らくその役割を果たしてきましたが、現状ではその役割を一旦終えるべきではないかと思うとの主張が

ありました。

このように、特定最低賃金引き上げについて、労使相反する主張であり、合意を得るまでには至りませんでした。

以上のとおり報告いたします。

会 長           ただ今、浜田委員から9月10日に開催されました高知県電子部品等製造業最低賃金特別小委員会の審議結果につきまして報告をいただきました。  
この報告について、ご意見等ございましたらお願いします。

意見なし

会 長           それでは、本審議会といたしましては、高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達しえなかった、との内容で、答申したいと思います。  
答申案を準備しますので、しばらくお待ちください。

答申（案）確認

会 長           では、「答申案」の配付をお願いします。

答申文（案）配付

会 長           それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

事務局 答申（案）朗読

会 長           ただ今の答申案につきまして、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長           特にご意見はないようですので、この答申案のとおりとしてよろしいでしょうか。

異議なし

会 長           では、事務局で「答申文」の準備をお願いします。

事務局 答申文を会長に手渡し

会 長 答申文をお配りする間、少しお待ちください。

各委員ほか傍聴者にも 答申文(写) を配付

会 長 それでは、局長に答申文をお渡ししますので、よろしく願います。

会長から局長に「答申文」手交

【写真撮影】

会 長 では、局長からご挨拶があります。よろしく願います。

局 長 労働局長の菊池でございます。

ただ今、会長から、「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について」答申をいただきました。

8月1日に諮問させていただいて以来、特別小委員会の委員の皆様を中心に熱心なご審議をいただき厚くお礼申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、引き続き、高知地方最低賃金審議会の運営につきまして、ご協力をたまわりますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

会 長 次は次回の審議会についてですが、そのことについて事務局から提案があるとのこと。説明をお願いします。

賃金室長 次の本審は3月中旬に開催されまして、例年、特定最賃の意向確認が主な議事となりますけれども、昨年、運営小委員会もこの日にあわせて開催して、次年度の5月に行う予定の本審と運営小委員会を削減しております。

次年度につきましては、第55期の初年度となりますけれども、本年度と同じく、6月下旬か7月初めに第1回の開催としてかまいませんでしょうか。

会 長 今年度より前は5月に第1回の本審を開催して、その日に運営小委員会も行うということが慣例だったと思います。

今年度は第1回の本審を5月には行わず、運営小委員会を先立って3月に行って、6月に本年度の最初の本審を開いたという経過があります。

現在、2か年度で一期である第54期の審議会ですが、令和6年度は54期の中の2年度目でしたので、54期で選任された運営小委員会で、5年度に運営小委員会を開いて、令和6年度の審議の運営を決めたという経過でした。

令和6年度から7年度になると期が55期に変わりまして、その際には委員の交代もあり得ます。今年度と同様な形で行うと、54期の運営小委員会が55期の運営を決めるというようなことになると思います。

そういった意味で、今年度と同じように3月の本審の日に運営小委員会を行うということが適当と思われるかどうかについて、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

市川委員 労働側からすると、やはり期が変わるので、新しい期のメンバーで小委員会をやればと思いますが、どうでしょうかね。

賃金室長 5月ということですね。

市川委員 はい。3月ではなく、5月。

沖田委員 同じ意見で同意します。

会 長 そうしますと、3月は特定最賃の意向確認を主な議事として行って、新しい期の5月に第1回本審と運営小委員会を開催するという運営方法でよろしいですか。

異議なし

会 長 それでは、令和7年度の5月に第55期の第1回本審と運営小委員会を開催することとして、次回の3月の本審については、第12回本審のみの開催といたします。

なお、3月に開催の第12回の本審については非公開とする理由はないと思いますので、公開にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局は日程が決まり次第、公開の手続きをお願いします。

そのほか、事務局から伝達事項はありますか。

賃金室長

資料の7ページに業務改善助成金の申請状況をつけております。

こちらは8月末現在となっております、申請が48件、交付決定が38件となっております。

また、申請状況のみなんですけれども、9月末現在のものが確認できておまして、申請件数は163件となっております。9月に入りまして、件数が相当伸びております。

会 長

以上で本日予定した議題は終了しましたが、ほかに何かありますか。

意見なし

会 長

最後に、私から一言申し上げます。

電子の必要性の審議につきましては、特別小委員会の皆様に、慎重かつ円滑な審議をいただきましたことを、本審議会を代表し、感謝申し上げます。

それでは、本日の審議は、これをもって閉会とします。

[閉会] 午前10時17分